

プラスチックの循環利用

2025年10月24日

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会



プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の概要

1) 会 員	再商品化義務を負う特定事業者(プラ容器包装利用・容器製造)を中心とした団体。 団体会員31 企業会員61 主要団体(石鹼洗剤、パン、乳業、冷凍食品、即席食品、プラ工連、PE製品連合会、PETボトル協議会、他)	
2) 目 的	容器包装リサイクル法に基づき、その他プラスチック製容器包装の ① あるべき再商品化システムの構築など、法の円滑な運用 ② プラスチック容器包装のリデュース・環境配慮設計の推進 ③ 関係各主体との相互理解と連携で普及・啓発を推進 などに取り組み、プラ容器包装の3Rを推進し、循環型社会を目指す。	
3) 活 動	①自主行動計画の推進 基準年度・2004年度 目標年度・2025年度(自主行動計画2025) リデュース率 目標22% 2022年度実績 19.7% リサイクル率 目標60%以上 2022年度実績 65.0% ②環境配慮設計推進 環境配慮基準策定、パッケージ事例検索システム実用化 ③市民・自治体との意見交換 2012~2023年度、計27回 全国各地で開催 ④各種実証試験の推進 NEDO研究PJ・経産省、環境省など循環PJへの参画、 ⑤3R推進団体連絡会活動 フォーラム、セミナーや主体間連携などを展開	
4) 各種実証	レジ袋店頭回収・リサイクル実証 ボトル用プラキャップ店頭回収・リサイクル 欧州・韓国プラ・リサイクル視察団を派遣 福岡筑紫リサイクルループ推進協議会参画 PSモノマー還元の実証支援 機械ソーティングによる水平リサイクル実証 CPS実証でプラ容器の高度循環システム	2013年9月 HPに報告書 2015年3月 HPに報告書 2012年~19年まで 計5回 2022年5月リサイクル製品開発支援 2021年10月会員団体・企業参加で 2022年7月 選別リサイクル実証 2024年11月 SCとVチェーン構築

プラスチックの資源利用

～正しく学んで賢く使おう～

1. プラスチックってなあーに？
2. プラスチックの循環利用の移行加速化
3. プラスチックのリサイクル 2030年
4. 私たちのできること

3

プラスチックってなあーに



<https://www.jpif.gr.jp/learn/>

PLASTIC ⇒ かたちをつくる

人工的に作られた“**塑性 (plasticity)**”を持つ素材
可塑性があり、加熱すると軟らかくなり自由に色々な形に成型できる
有機高分子物質(分子と分子 ⇒ 合成 ⇒ 合成高分子)の総称。

一般的には、有機合成高分子をプラスチックと呼ぶ。

力を除くと元に戻る性質= **弾性 (elasticity)** = 例えばゴム

プラスチックってなあーに

主に石油が出発原料 = 植物を原料にしたバイオプラもあるよ！

プラスチックには、100種類を超えるいろいろな材質があるよ！

ポリとは分子がたくさん = <ポリ>エチレン

プラスチックには2つのタイプがあります。

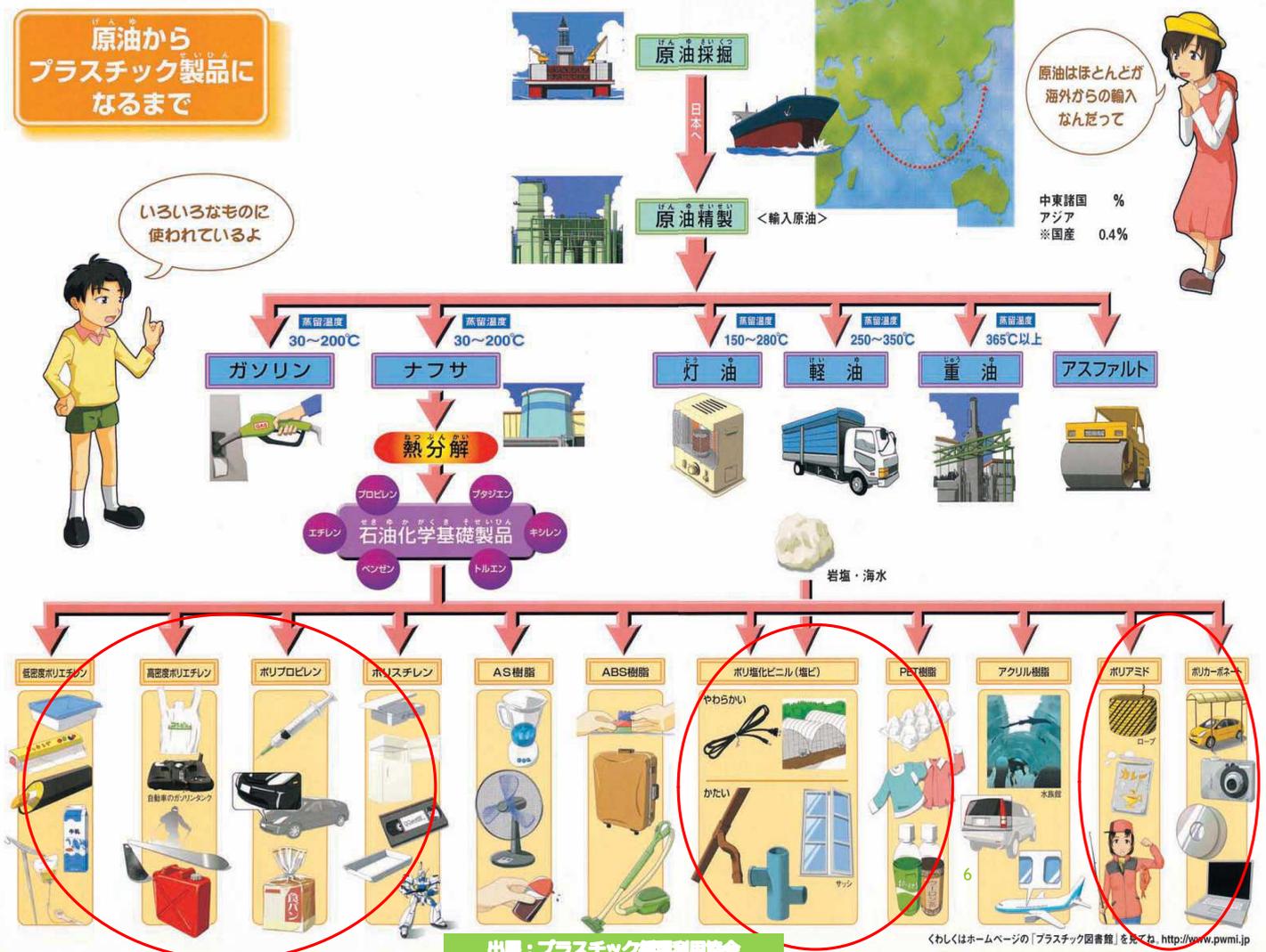
熱可塑性プラスチック <加熱すると柔らかくなり自由に変形する。冷却すると固まる。>
イメージはチョコレート 容器包装は 熱可塑性プラ

熱硬化性プラスチック <加熱前は自由に變形する。加熱して固まると、再加熱しても柔らかくならない。> イメージはビスケット

容器包装に使われる代表的なプラスチック

主にポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、PET樹脂などを使用。容器包装のほか、日用品・雑貨、家庭・台所用品、文房具・おもちゃ、農水産資材、電子・電気製品、物流資材、自動車・乗り物、住宅・家具、高機能製品などに利用

<https://www.pwmi.or.jp/>



プラスチックの循環利用：3R・リデュースリサイクル

リデュース
Reduce



発生・排出抑制
ごみを出さないようにする



リユース
Reuse



再使用
使えるものは繰り返し使う

リサイクル
Recycle



再生使用⇒循環利用
可能な限り分別し、資源化する
リサイクル「Recycle」
Re = 再び cycle = 循環する。
～を再生利用する。



<容器包装の3R>

- ・ **リデュース** = ごみの排出を抑制し、ごみをできるだけ出さないようにする。
* 使い捨て商品や過剰包装の商品などを使わない。詰替え製品を使うなど、資源を節約する
- ・ **リユース** = 再使用すること。使えるものは繰り返し使う。
* 繰り返し使えるものをつかうなど再利用すること。
- ・ **リサイクル** = 再び資源として再生利用すること。
* 牛乳パック、新聞紙、ペットボトル、トレイ、プラ容器包装などを回収して、もう一度資源として再生利用すること。

プラスチック容器包装の資源循環 2030宣言

プラスチック容器包装の3R+Renewable（持続可能な資源）等で、100% 資源の有効利用を目指します。

・自主行動計画2025(第4次計画)

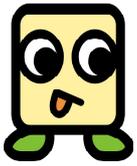
目標値 リデュース率 22% リサイクル率60%以上

	2025年度目標	2023年度実績	
リデュース率	22%（累計）	22.1%	138,372トン(累計)
リサイクル率	60%以上 (従来の算定方式 46%)	69.5% (45.8%)	493,256トン

リサイクル率の算定方法を、2021年集計から、2002年に国が策定した「資源循環指標策定ガイドライン」の再商品化率に変更しました。変更点は、算定の分母を2011年度排出見込み量からプラ容器包装の市町村回収量+自主回収量に変えたことです。



プラスチックの循環利用：3R・リデュースリサイクル



環境配慮パッケージ事例検索システム プラっとサーチ

<https://search.pprc.gr.jp/>

環境に配慮したプラスチック容器包装がわかる！

2022年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック使用製品の製造事業者等が取り組む環境配慮設計が定められました。

「プラっとサーチ」は、食品や日用品など身近な製品に使われているプラスチック容器包装に、どのような環境配慮設計が行われているかを検索することができます。



検索メニューで検索可能！

知りたい事例を、3Rやリニューアブルなど環境配慮の事例を、企業名、製品名から検索できます。



事業者や消費者へのリアル/デジタルハイブリット普及・啓発



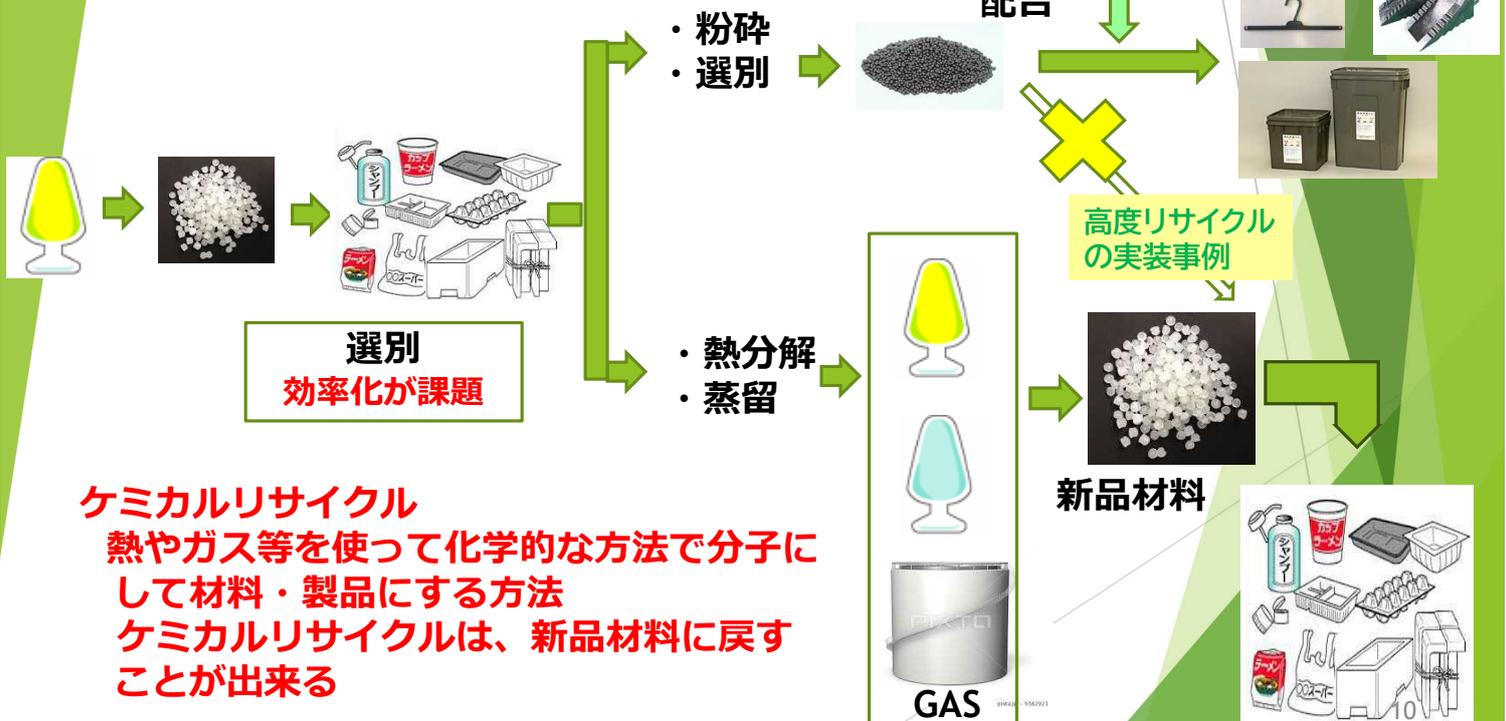
施策と効果がわかる！

プラスチック容器包装の環境配慮の事例や効果わかります。事例と効果など、プラスチックやCO2削減量など具体的な効果がわかります

材料リサイクルとケミカルリサイクル

材料リサイクル

同じ材質の樹脂を熱で溶かして、プラスチック材料・製品にリサイクルする方法
コンパウンドにすることで、幅広い材料に戻すこともできる。



ケミカルリサイクル

熱やガス等を使って化学的な方法で分子にして材料・製品にする方法
ケミカルリサイクルは、新品材料に戻すことが出来る



CE移行の4つの目的

- カーボンニュートラル
- ネイチャーポジティブ
- 経済安全保障確保
- 地域経済の活性化
- 産業基盤の再構築

[政府、循環経済の政策パッケージをまとめる。再生材供給拡大、海外循環市場取り込み、地域循環構築など前面 | Circular Economy Hub - サーキュラーエコノミー（循環経済）メディア](#)

会議では、**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ（案）**について議論が行われました。「環境制約や資源制約が高まる中、多くの資源を輸入に依存する我が国にとって、金属やプラスチックなどの廃棄物を循環資源として、最大限活用しながら付加価値を生み出し、新たな成長につなげる、循環経済への移行は極めて重要な取組であります。各大臣は本日取りまとめた政策パッケージを速やかに実行してください。

再生材利用の拡大や、環境配慮設計の推進、太陽光パネルリサイクルの促進のための**法整備について、国会提出に向けた作業を加速**していただきますようお願いいたします。

資源循環分野における企業の**情報公開スキームなどの国際的なルール形成**を主導し、欧米のみならず**アジア諸国も視野に、拡大する循環経済市場への貢献と、我が国企業の参入を後押し**いたしてまいります。循環経済への移行は、国民のライフスタイルの転換、製品の設計から廃棄物の再資源化や再生材の利用まで、サプライチェーン全体のあらゆる企業の変革を伴うものであり、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、**国家戦略として推し進めて**まいります。以上でございます。」

循環経済：サーキュラーエコノミーへの移行加速化パッケージ

R6補正 308億円 R7予算案 471億円 合計 779億円 + α
 ※交付金等の各種事業の内数計上分 合計3兆679億円

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ（案）概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有[※]や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した**地域脱炭素**の推進【環境】
- 資源循環に資する「**地域生活圏**」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等[※]の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「**日本版CE**」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における**外国人材確保**【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための**産官学コンソーシアム**の形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する**情報流通プラットフォーム**の構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による**高効率な設備**等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の**製品設計**等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する**新たな循環産業の創出**【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けた F S 事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での**企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）**等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における**循環性基準**の導入によるマーケットの創出支援【環境】

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

2. 個別の措置事項 ※赤字は個別の措置事項の主務大臣を示す。

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】 経産大臣、事業所管大臣（内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 <p style="text-align: right;"><付け替えボトル></p>			
販売・提供	<p>【使用の合理化】 経産大臣、事業所管大臣（厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 <p style="text-align: right;"><ワンウェイプラスチックの例></p>			
排出・回収・リサイクル	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>【市区町村の分別収集・再商品化】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><プラスチック資源の例></p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>【製造・販売事業者等による自主回収】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><店頭回収等を促進></p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: right;">経産大臣、環境大臣</p> </td> </tr> </table>	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><プラスチック資源の例></p>	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><店頭回収等を促進></p>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: right;">経産大臣、環境大臣</p>
<p>【市区町村の分別収集・再商品化】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><プラスチック資源の例></p>	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;"><店頭回収等を促進></p>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: right;">経産大臣、環境大臣</p>		

※：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）排出量取引制度の法定化、（2）資源循環強化のための制度の新設、（3）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（4）GX分野への財政支援の整備を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ
 - 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② 排出枠の無償割当て（全量無償割当て）
 - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当て。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生じた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ 排出枠取引市場
 - 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ 価格安定化措置
 - 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等に対応。
- ⑤ 移行計画の策定
 - 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① 再生資源の利用義務化
 - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。
 - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② 環境配慮設計の促進
 - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
 - 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進
 - 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。
- ④ CE（サーキュラー・エコノミー）コマースの促進
 - シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

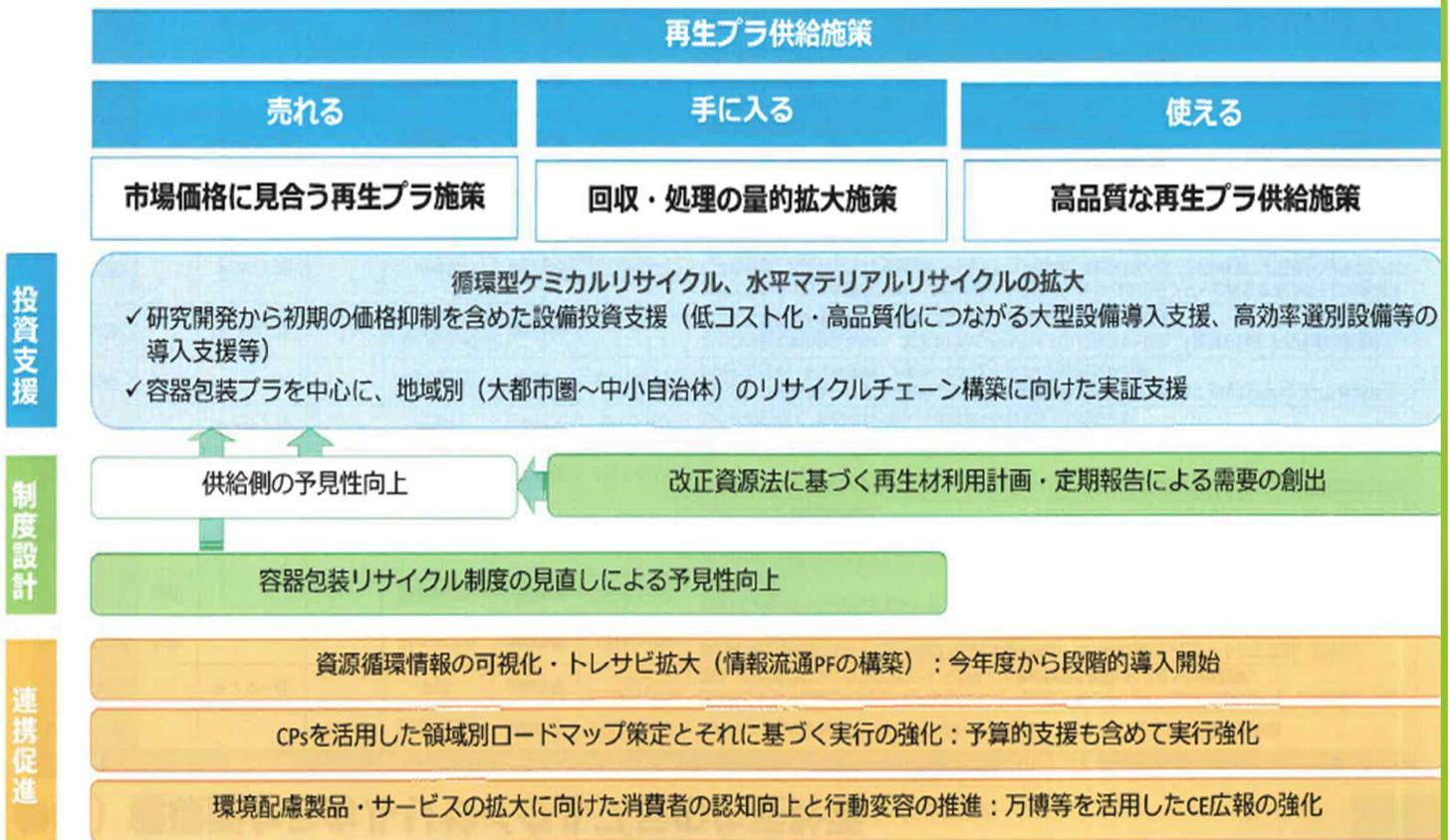
- 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

再生プラの供給量・質の向上に向けて（案）

2030年の本格的な国内再生プラ市場を立ち上げるべく、関係省庁と連携をしながら、産官学一体で再生材の供給量・質の向上に向けた取組を進める



EU：改正エコデザイン規則（ESPR）

【概要】

- ESPR（Ecodesign for Sustainable Products Regulation）は、従来のエコデザイン指令ErP（energy-related products：エネルギー関連製品、2009年施行）から改正し、EU市場に投入される幅広い製品に対し、製品仕様における持続可能性の要件の枠組みを設定するもの。
- 本規則に関してEU理事会と欧州議会は、12/5付けで暫定的な政治的合意に達した。今後、双方で正式な承認手続きに入り、官報掲載後、20日後に発効予定。

①エコデザイン要件

- EU市場に投入される（食品・飼料・医薬品など限られた例外を除く）幅広い製品に共通して求められる製品の耐久性、再利用や修理可能性、エネルギー効率性などの各種基本要件や消費者のための情報開示などを義務付け。
- 具体的な要件は製品カテゴリーごとに欧州委員会が別途、委任法令として策定予定。

②デジタル製品パスポート（DPP）

- EU域内に製品を上市する企業に対して2030年までに各種製品のDPP導入を義務づけることを要件化。開示が必要な製品情報をQRコードなどを通して簡単に読み取れるようにすることが求められる。
- DPPの表示義務となる情報としては、ESPRが対象製品の設計等にあたって要求している事項（製造元、原材料、製造方法、製品のリサイクル性、耐久性、カーボンフットプリントなど）に加え、人権デューデリジェンスなど製品のサステナビリティ情報等も含まれる。
- DPPの詳細な表示項目については、製品カテゴリーごとに別途規則により規定。欧州委員会はバッテリー、電子機器、繊維などをDPP導入の優先産業と指定、先行して議論されている。

③売れ残り消費財の廃棄

- 中小企業を除く事業者に対して、廃棄した消費財の年間量や、廃棄する理由、リサイクルや再生産への取り組み状況などの情報開示を求める。
- 廃棄が環境に著しい悪影響を及ぼす場合、欧州委は廃棄を禁止することができる。
- 企業に対し、売れ残りなどとして未使用の繊維製品の廃棄禁止。

【エコデザイン要件】

- 耐久性
- 信頼性
- 再利用可能性
- アップグレード可能性
- 修理可能性
- メンテナンス・リファービッシュ可能性
- 環境負荷物質の有無
- エネルギー使用量やエネルギー効率
- 資源利用または資源効率
- 再生材の含有量
- 再製造・リサイクルの可能性
- 材料回収の可能性
- カーボンフットプリントや環境フットプリントなどの環境影響
- 予測される廃棄物発生

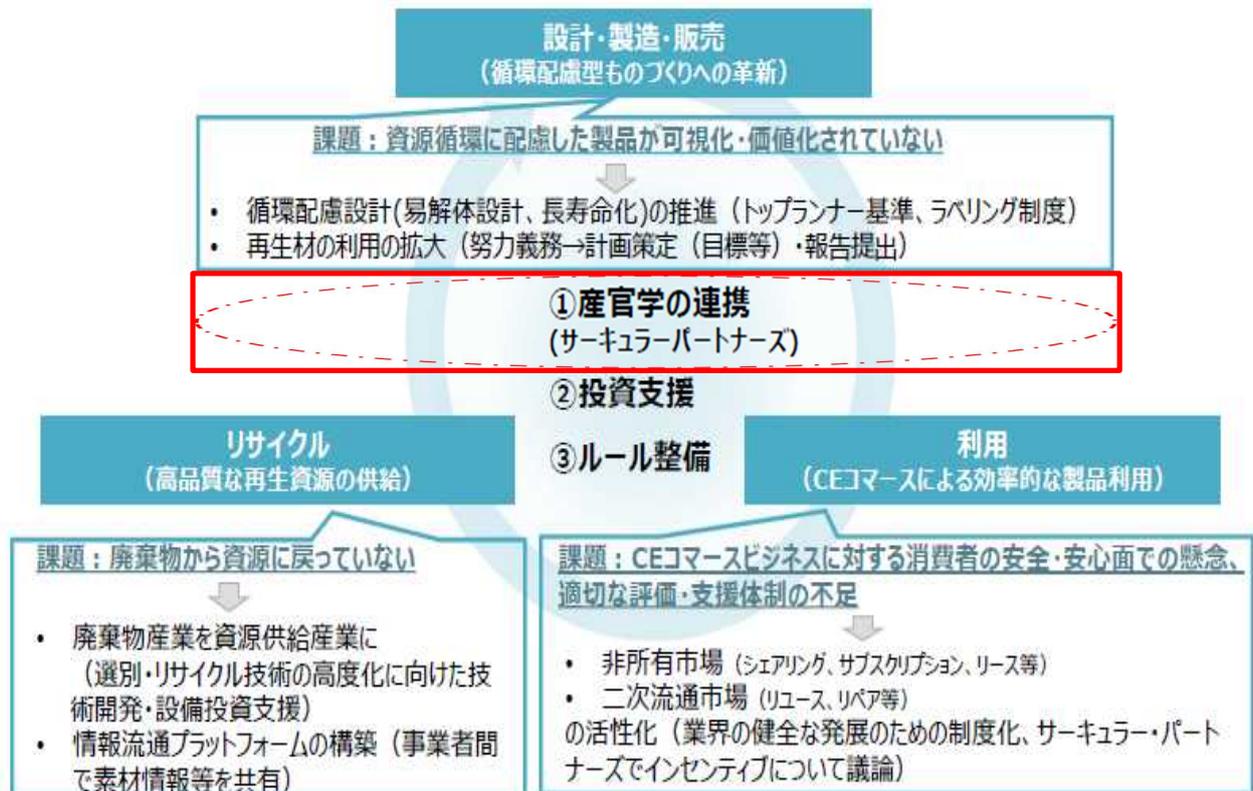
EUの循環経済政策における再生材利用の加速（再掲）

品目	主な内容
電気電子機器	<p>循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能</u>にすることで製品の寿命を延ばす。 <p>電気電子機器廃棄物（WEEE）指令【2003年発効、2012年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> WEEEの<u>発生抑制と再利用・リサイクルを推進</u>。
自動車	<p>自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2023年7月13日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの25%以上（このうち廃車由来で25%以上）で再生プラスチックの使用を義務化。
バッテリー	<p>バッテリー規則【2023年8月17日施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定割合以上の再生原料の使用を義務化。 2031年8月～：Co 16%、Li 6%、Ni 6% 2036年～：Co 26%、Li 12%、Ni 15% カーボンフットプリントの上限値の遵守、バッテリーパスポートの導入。
容器包装・プラスチック	<p>包装材と包装廃棄物に関する規則案【2022年11月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。 2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65%
繊維	<p>持続可能な循環型繊維製品戦略【2022年3月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、<u>リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用</u>し、危険な物質を含まず、労働者の権利等の社会権や環境に配慮したものにす。
建設・建物	<p>建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品のライフサイクルにおける環境関連情報の開示。製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用、リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。（※EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は、2023年12月13日に建設資材規則の改正案に関し、暫定的な政治合意に達したと発表。）

【出典】欧州委員会資料より作成

成長志向型の資源自律経済の確立のトランスミッション

カーボンニュートラル、経済安全保障、グローバル・サプライチェーンにおける競争力強化を目指し、「サーキュラーエコノミー市場」の創出を成長戦略として位置付け、「成長志向型の資源自律経済」の確立を目指していく。





サーキュラーパートナーズ (CPs) の概要について

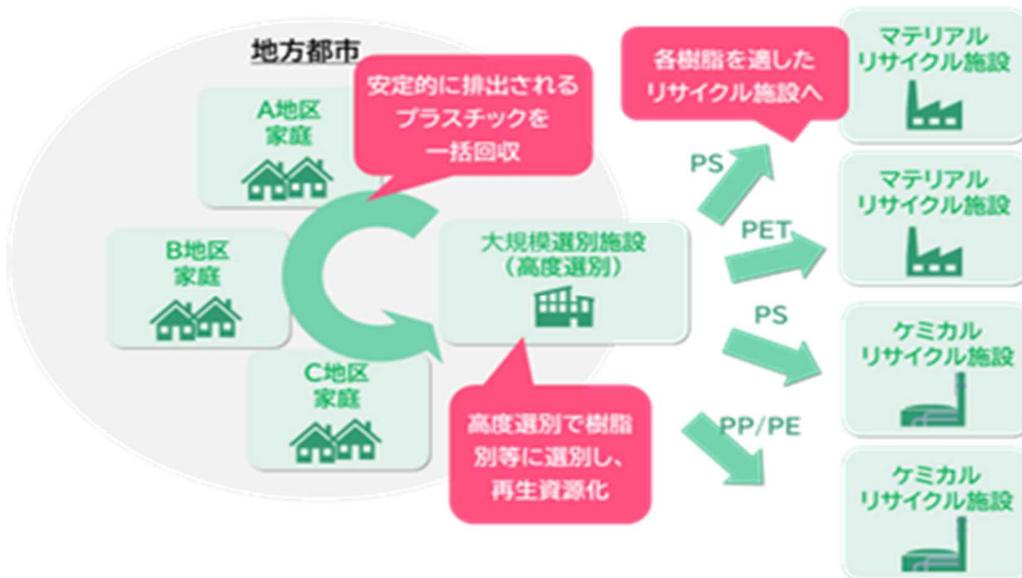
- サーキュラーパートナーズの目的と主な検討事項は以下の通り。

<p>サーキュラーパートナーズの目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。 ■ そのため、サーキュラーエコミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進することにより、サーキュラーエコミーの実現に必要な施策についての検討を実施。
<p>ビジョン・ロードマップ検討WG</p>	<p>今後の日本のサーキュラーエコミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。</p>
<p>CE情報流通プラットフォーム構築WG</p>	<p>循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。</p>
<p>地域循環モデル構築WG</p>	<p>自治体におけるサーキュラーエコミーの取組を加速し、サーキュラーエコミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。</p>
<p>その他 (新規検討テーマ等)</p>	<p>動静脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコミーの実現を目指す。</p>

地方都市でのプラ容器包装の新たな資源循環システム構築に向けた実証事業を開始

経産省事業 = 三菱総研とプラ推進協

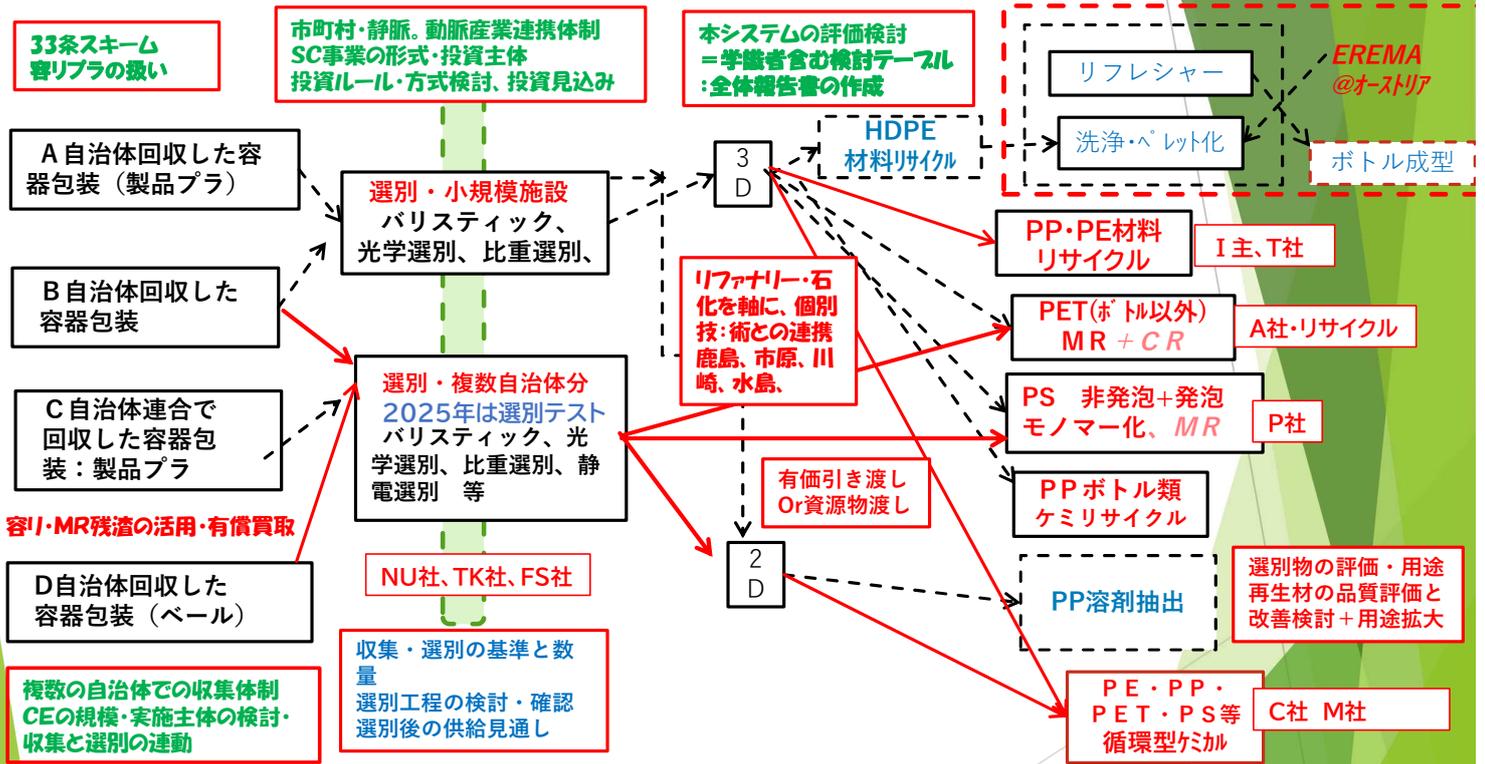
地方都市での高度なリサイクルチェーンのあり方



MRI、プラ協
 岡山県西部衛生組合
 茨城県水戸市、つくば市m古河市
 富山環境整備、日本ウエスト、TBM、CFP、ウツミリサイクル 東洋スチレン
 プラ協・コア会魏

- 対象自治体：**岡山県西部衛生施設組合、茨城県水戸市、つくば市、古河市
- ・ **特徴：**家庭からの廃棄が中心であるため、大量廃棄ではないが一定量の回収が可能
 - ・ **課題：**域内で特定素材（プラスチック製容器包装等）の廃棄物を一定量以上回収でき、一つの選別施設への集約が可能であるため、選別施設での選別を高度化することでリサイクル効率の向上が望める
 - ・ **実証内容：**
 - 家庭排出の廃プラスチックを集約し、大規模選別施設での高度選別を実施
 - 高品質再生材の製造と効率的な循環モデルの検証つくば

ソーティングセンターを軸にしたバリューチェーン = 2025年・実証のイメージ



<経産省・実証事業> 革新的な選別技術を活用したプラスチック・ソーティングセンターを軸に、MR, CRなどのリサイクル技術を組み合わせ、水平リサイクルの実証可能性調査PJに参画、プラ循環法が目指すプラスチック・リサイクルの新たな循環システムの構築を目指しています。

参考資料

プラ・リサイクル実証の留意点 pprc

- = プラを資源にするための基本条件の整備・確立
- = 自治体が収集した容リプラ処理する静脈事業者→処理から循環への転換
- = 収集・選別・再生・供給・利用の新たなしくみと技術の組み合わせ
- = 関係主体 (自治体:静脈者:中間者:動脈者:利用者:市民) の連携の在り方

※プラは有用素材。その適切な解説資料: 素材特性と利点・課題点整理
= 化学技術と環境適性の啓発活動の具体化と実施主体の育成

※日本の石油化学技術+事業者は、EUに勝てる素地・要素ある
=それをどう形にするか

※自治体の業務の変化と法的規制の整備
=プラスチックの循環と廃棄物の適正処理を、どう具現化するか

※プラ資源を循環する産業構造をどう構築するか
=量・質の向上とコスト改善(収益事業に): 日本版プラ循環産業づくり

※CN・脱炭素との整合: 基本的な位置づけと組み込んだモデルプランづくり

プラスチックの資源利用

～正しく学んで賢く使おう～

1. プラスチックってなあーに？

2. プラスチックの循環利用の移行加速化

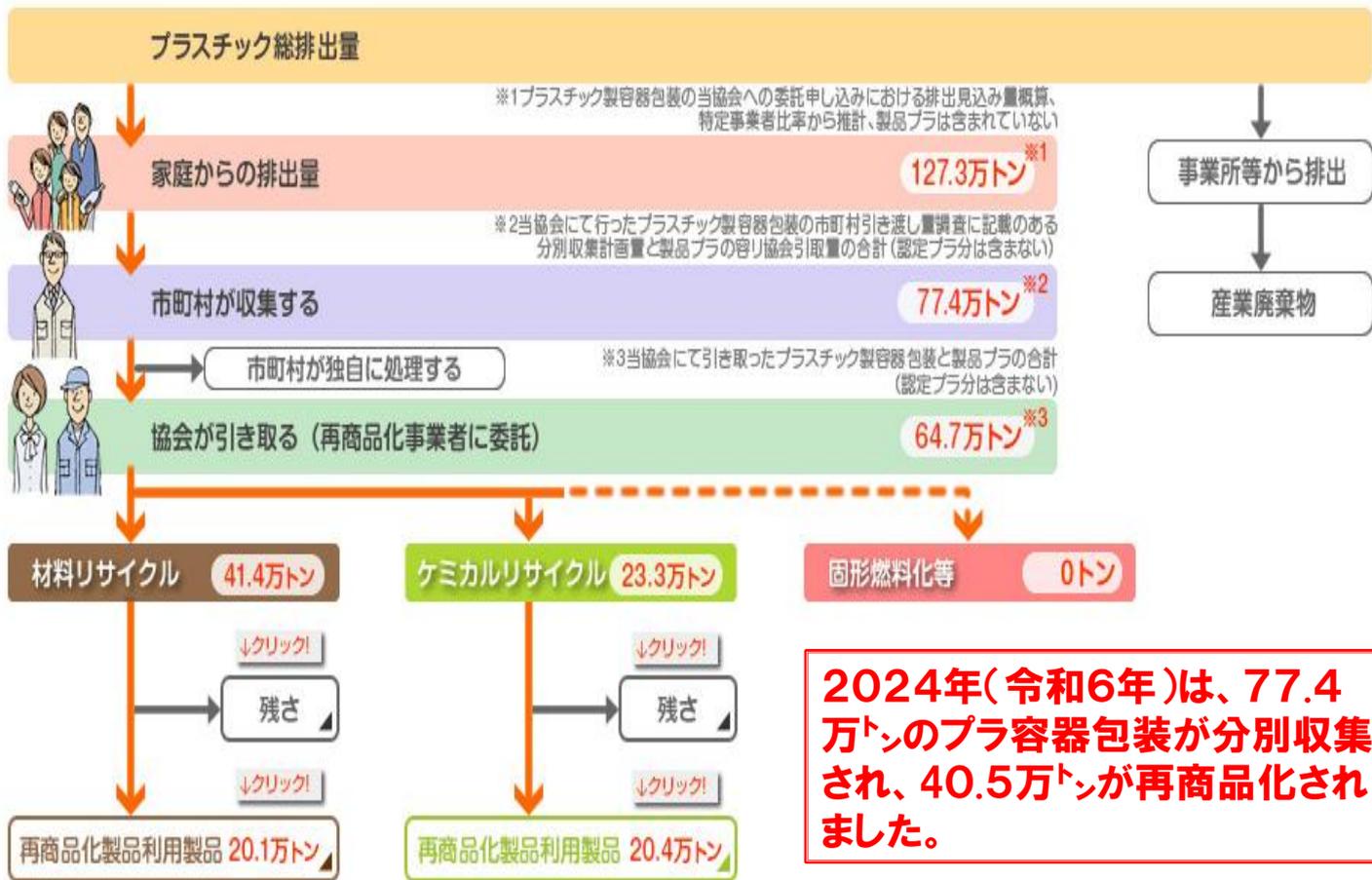
3. プラスチックのリサイクル 2030年

4. 私たちのできること

25

プラ・リサイクル：今後の課題 pprc

- 将来のリサイクル：目指す姿が共有されているか。
＝プラ循環法－2030、2050年目標・循環経済工程表
- プラの素材特性とリサイクル技術のマッチングはどうか
＝革新的リサイクル技術の開発と社会実装。材料評価の手法
＝量の拡大と質の向上：社会全体での活用
- 収集・選別の効率化とMR・CR等革新的リサイクル技術の実装
- リサイクルコストを利益に変えるリサイクルビジネスの構築
＝リサイクル材の価値評価・排出～循環を新収益産業に
＝食品用プラ容器包装のリサイクル材使用GLも見直し
- 循環産業を支えるリサイクルバリューチェーンの構築
＝選別センター、MR素材の活用、CRとプラ循環：MAP



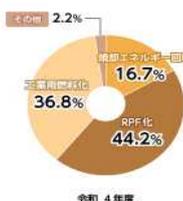
出典：容リ協会HP

容リ法でのリサイクル=残渣処理

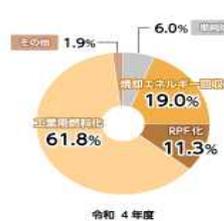
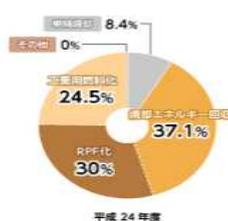
処理方法	令和2年度				令和3年度				令和4年度					
	材料リサイクル		ケミカルリサイクル		材料リサイクル		ケミカルリサイクル		材料リサイクル		ケミカルリサイクル			
	処理量(トン)	%	処理量(トン)	%	処理量(トン)	%	処理量(トン)	%	処理量(トン)	%	処理量(トン)	%		
単純焼却	0	0	463	5.5	0	0	460	5.1	0	0	506	6.0		
焼却エネルギー回収 (焼却発電を兼ね)	39,108	21.2	1,206	14.2	40,654	21.4	1,228	13.6	31,713	16.7	1,590	19.0		
RPF化	87,520	47.4	1,195	14.1	89,902	47.4	1,348	14.9	83,737	44.2	944	11.3		
工業用燃料化(セメント、石灰等)	54,709	29.6	5,291	62.4	54,898	28.9	5,745	63.5	69,822	36.8	5,183	61.8		
その他	3,347	1.8	325	3.8	4,293	2.3	267	3.0	4,212	2.2	162	1.9		
合計	184,684	100	8,568	100	189,747	100	9,048	100	189,484	100	8,385	100		

材料リサイクルによって発生するプラスチック類残渣の処理について18年度から原則、埋め立て処分を禁止とした。さらに、20年度からはプラスチック類残渣の単純な焼却も禁止とし、資源として有効利用が図れる処理方法を採用することを規定した。なお、ケミカルリサイクルによって発生するプラスチック類残渣についても、20年度から埋め立て処分を禁止とした。

プラスチック類残渣の処理方法(材料リサイクル)



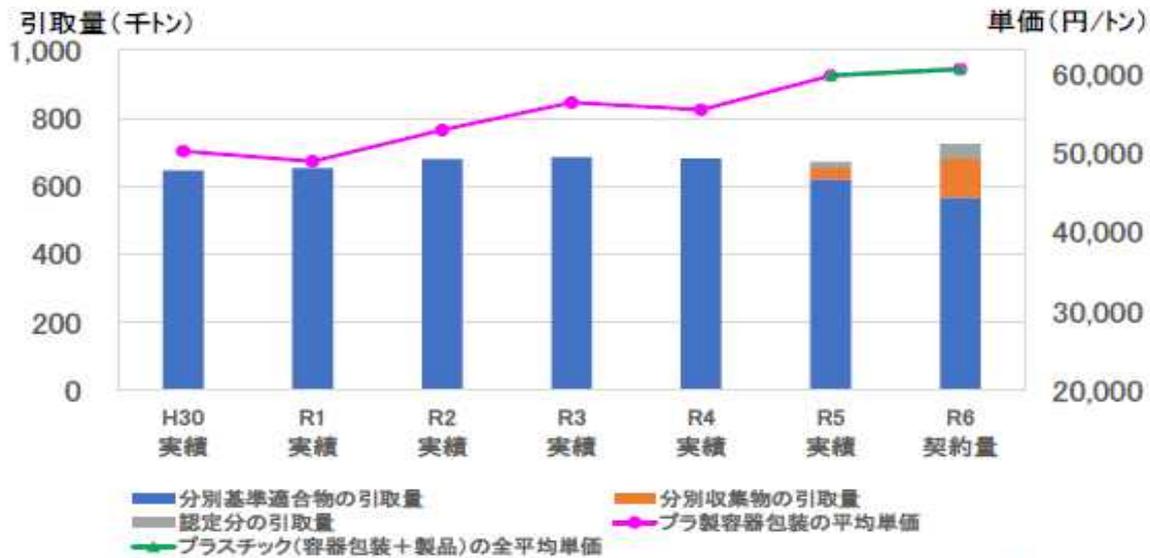
プラスチック類残渣の処理方法(ケミカルリサイクル)



出典：容リ協会HP

プラ容器包装・2024年度・容リプラ落札状況

プラスチック(容器包装+製品)の引取量・平均単価の推移 (対象: 分別基準適合物・分別収集物・認定ルート分)



単位: 千トン、円/トン

	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 契約量
分別基準適合物の引取量	647	654	681	686	682	621	567
分別収集物の引取量						34	115
認定分の引取量						17	42
引取量合計	647	654	681	686	682	672	724
プラ製容器包装の平均単価	50,261	48,957	52,932	56,411	55,496	59,814	60,635
プラスチック(容器包装+製品)の全平均単価						59,823	60,626

令和6年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 製品プラ・産廃プラ集計結果 (プラスチック資源循環促進法32条)

コード	都道府県	引き渡し量に関する調査結果 (プラスチック資源循環促進法32条)			
		申込予定 市町村数	製品プラ 申込予定量(t)	産廃プラ 申込予定量(t)	製品プラ・産廃プラ 合計量(t)
01	北海道	6	467	0	467
02	青森県	0	0	0	0
03	岩手県	1	12	0	12
04	宮城県	4	710	0	710
05	秋田県	0	0	0	0
06	山形県	0	0	0	0
07	福島県	2	36	0	36
08	茨城県	0	0	0	0
09	栃木県	2	194	0	194
10	群馬県	4	196	0	196
11	埼玉県	3	917	0	917
12	千葉県	0	0	0	0
13	東京都	19	6,283	0	6,283
14	神奈川県	2	354	0	354
15	新潟県	0	0	0	0
16	富山県	1	27	0	27
17	石川県	0	0	0	0
18	福井県	1	46	0	46
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	12	689	0	689
21	岐阜県	1	2	0	2
22	静岡県	1	260	0	260
23	愛知県	11	5,548	0	5,548
24	三重県	1	152	0	152
25	滋賀県	1	30	0	30
26	京都府	1	1,200	0	1,200
27	大阪府	0	0	0	0
28	兵庫県	2	75	0	75

コード	都道府県	引き渡し量に関する調査結果 (プラスチック資源循環促進法32条)			
		申込予定 市町村数	製品プラ 申込予定量(t)	産廃プラ 申込予定量(t)	製品プラ・産廃プラ 合計量(t)
29	奈良県	0	0	0	0
30	和歌山県	1	50	0	50
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0
33	岡山県	3	493	0	493
34	広島県	1	31	0	31
35	山口県	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0
38	愛媛県	1	109	0	109
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	1	3	0	3
41	佐賀県	1	7	0	7
42	長崎県	0	0	0	0
43	熊本県	1	20	0	20
44	大分県	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	2	48	0	48
47	沖縄県	0	0	0	0
合計		86	17,959	0	17,959

【用語の説明】

製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物 (廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。)
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの

一括回収：自治体の分別手引き 安城市

プラスチック資源 (プラスチック製容器包装・プラスチック製品)

プラスチック製容器包装 *このマークが印字

ポリ袋、ラップ

- 食品の袋 (生鮮食品、菓子、パン、めん類、冷凍食品、お菓子)
- 生鮮食品などに使われたラップ
- 日用品の袋
- ペットボトルのつば

食品のボトル

- 食品、飲料のPETボトル (ペットボトル)
- 家庭用ボトル (洗剤、漂白剤、消毒液、洗剤、漂白剤)
- 日用品のボトル

トレイ、パック、カップ

- 食品トレイ (生鮮食品、菓子、パン、めん類、冷凍食品)
- 食品パック
- カップ類
- 日用品の容器

プラスチック製ボトル

その他の容器包装類

- ネット
- プラスチックフィルム
- 発泡スチロール・緩衝材

日用品類

- ハンガー、風呂のすおけ、風呂の椅子、風呂マット、歯ブラシ、ヘアブラシ、クレーニング剤の容器

洗剤容器

- スプーン、フォーク、箸、まな板、保存袋、保存容器、パルン

容器類

- プリンター

立派なもの

- 宝飾品、クリアファイル、CD、DVD

使いもの・使いもの

- ビニールシート、カーペット

プラスチック資源の出し方

- 汚れたものは洗って乾かす
- 指定袋(筒)に入れて口をしっかりとしばる
- 指定袋(筒)に入れておいたものを回収箱へ投入

間違えないでね

- 水筒など、プラスチック製のものは資源物として回収できません
- ペットボトルは入らずに分別回収

出典：安城市 資料

ENEOSと三菱ケミカル共同のプラスチック油化事業実施について ～国内最大規模のプラスチックケミカルリサイクル設備を建設～

ENEOS（株）と三菱ケミカル（株）は、2021年7月に、三菱ケミカル茨城事業所で、プラスチック油化共同事業を開始すると発表した。同事業所に、商業ベースでは国内最大規模となる年間2万トンの処理能力を備えたケミカルリサイクル設備を建設し、2023年度に廃プラスチックの油化を開始することを目指す。

本共同事業では、外部から調達した廃プラスチックを、英 Mura Technology 社の超臨界水技術を導入する新設備にて化学的に液化し、油化処理を行います。製造された油（リサイクル生成油）は、両社の既存設備である石油精製装置およびナフサクラッカーにおいて原料として使用され、石油製品や各種プラスチックへと再製品化されることで、高効率なケミカルリサイクルの循環が実現します。

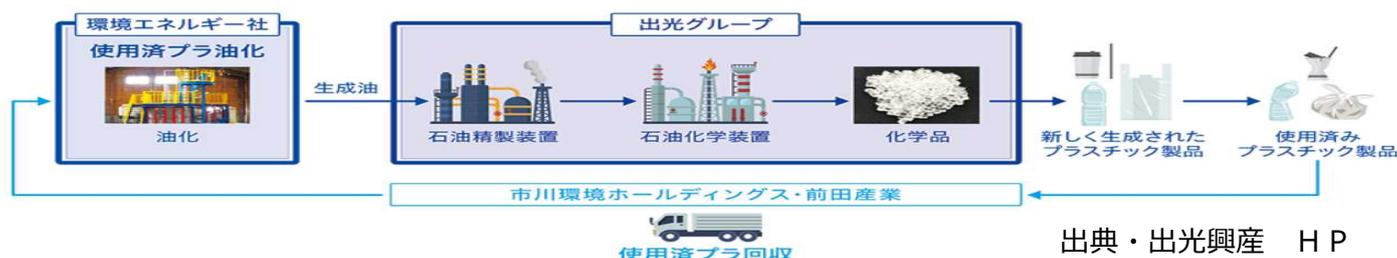
今後、両社は、原料廃プラスチックの安定調達、サーキュラーエコノミーに係る認証※取得などによる製品の高付加価値化、および次世代事業として更なる技術的知見の習得を図ります。引き続き、循環型社会の形成につながる本共同事業を通じて、持続可能な開発目標⁴(SDGs: Sustainable Development Goals)の目標12「つくる責任 使う責任」の達成に確実に貢献してまいります。

出典：三菱ケミカル報道発表資料

出光興産：油化・ケミカルリサイクルで新会社

使用済みプラを原料としたケミカルリサイクル商業設備に投資 環境エネルギー社とケミカルリサイクル・ジャパン（株）設立

出光興産は、千葉事業所隣接エリアにおける使用済みプラスチックを原料とした油化ケミカルリサイクル商業生産設備（使用済みプラスチック処理能力：2万t/年）への投資を決定し、2025年度の商業運転開始を目指している。併せて、共同で油化装置の技術確立に取り組んできた環境エネルギーと、使用済みプラスチックを原料とした生成油の生産を行う合併会社「ケミカルリサイクル・ジャパン株式会社」を2023年4月に設立した。当事業を通じて、2050年カーボンニュートラルおよび循環型社会の実現に向けて取り組み。



当事業では、回収した使用済みプラスチックから、ケミカルリサイクル・ジャパンが独自技術で生成油を生産し、原油に替わる原料として、当社の既存の石油精製装置および石油化学装置で精製・分解・重合して「リニューアブル化学品」を生産、最終的にはこのリニューアブル化学品を原料に新たなプラスチック製品がプラスチック製品製造会社などで生産される。

「瀬戸内資源循環プロジェクト」

これまで水平リサイクルが困難とされてきた色柄発泡容器（PSP）や透明容器（OPS）を含む使用済みプラスチック食品容器を対象に、回収から高度選別、ケミカルリサイクル（熱分解による油化）、石油精製、スチレンモノマー化、さらにケミカルリサイクル由来ポリスチレン樹脂（マスバランス方式）の製造と成形品の販売までを一貫して行う水平リサイクルループを構築し、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

（プレス・リリースから）

参画事業者

- (株) オガワエコノス (福山市)
使用済み容器の回収・高度選別・加工
- (株) 社CFP (福山市、笠岡市)
熱分解による油化
- 旭化成アドバンス (株)
熱分解油のオフテイク石油精製接続
- 太陽石油 (株) (今治市)
熱分解油からの分留・基礎化学品製造
- 旭化成 (株) (倉敷市)
スチレンモノマー製造・供給
- PSジャパン (株) (倉敷市)
ポリスチレンなどの製造・供給
- シーピー化成 (株) (井原市)
：再生樹脂を用いた食品容器の製造

瀬戸内企業連携図



プラスチックの資源利用

～正しく学んで賢く使おう～

1. プラスチックってなあーに？
2. プラスチックの循環利用の移行加速化
3. プラスチックのリサイクル 2030年
4. 私たちのできること

37

プラスチックってなあーに



プラスチックと上手につきあおう

きちんと注意書きを読もう

家庭用品には、材質や、たえられる温度、取りあつかいの注意、つくった会社などが書いてあります。

買ったときに、使い方の注意をよく読むようにしましょう。

家庭用品品質表示

原料樹脂	スチロール樹脂
耐熱温度	30度
容量	570ml
取扱場の注意	
	・火のそばに置かないで下さい。
	・レモン等かんきつ類の皮に含まれるリモネンによって変質することがあります。

プラスチック家庭用品の上手な使い方



火のそばや直射日光が当たるところにおかない。



クレンザーやタワシでゴシゴシ洗わず、スポンジと中性洗剤で洗う。



ペットボトルの飲みものは、一度開けたら、冷蔵庫に保存し、早めに飲む。



食器や食品を入れる容器は、キズがついたり、ザラザラしてきたり、変なにおいがうつったりしたときは、新しいものに替える。



油の入った食品は、電子レンジにかけるとき、ラップが直接当たらないようにする。



電子レンジを使うときは、「電子レンジで使用可能」と表示のあるプラスチック製品以外は使わない。

使い終わったプラスチックはリサイクル

使い終わったプラスチックは、まちのルールに従って正しく出しましょう。
プラスチックは、リサイクルできる物質です。
資源を有効に使うためにも、リサイクルしましょう。

プラスチック：分別からリサイクルまで

家庭など排出
時での分別



異物除去・前処理 ⇒ リサイクル
※残渣処理：焼却熱利用、
カスケードリサイクル

具体的な分別基準は市町村が決める
・容器包装・製品の可否も市町村毎

分別した廃プラは市町村毎に処理
・リサイクルは容リ協会等に委託



リサイクル (MR : CR)

【排出時の品質確保】

まず、市民の皆さんがきちんと分別し、かつ不適切なものを混入させないことが何よりも大切です。

そのためには市民の皆さんが、お住まいの市町村のや説明会などで具体的な収集区分や排出ルールを十分に理解することが重要です。

◇内容物の除去に過度な手間のかかるものは、可燃ごみや不燃ごみなどとする市町村もあります。安易に可燃ごみや不燃ごみなどで排出しないで下さい。詳しいことはお住まいの市町村にご確認ください。

プラスチック容器包装を分別排出する際の留意点

【品質確保に向けた排出ルール】

(1) 異物の混入禁止

① 禁忌品の混入禁止

- ◇収集や選別を行う作業者の安全のためにも、ガスライターやガスボンベ、化学カイロなど可燃物、刃物、カミソリ、乾電池、リチウムイオン電池の入った製品といった危険物は絶対に混入しない。
- ◇医療系廃棄物（注射器、注射針、点滴セットのチューブ等）も、感染症の恐れがあるため混入しない

② プラスチック容器包装以外のプラスチック製品等の混入禁止

- ◇プラスチック容器包装の排出に際しては、プラマークを目印にして排出する。金属やガラス、紙などのプラスチック以外の素材、バケツや洗面器などの容器包装以外のプラスチック製品は、プラスチック容器包装とは一緒に排出しない。



(2) 付着物の除去

- ◇中身製品や付着物が残る可能性が高いプラスチック容器包装は、さっと水洗いして排出する。
- ◇付着した汚れの洗浄が困難なものは、プラスチック容器包装として排出しない。容器包装リサイクル法の基本方針にも定められています。
- ◇特に、付着した汚れの洗浄が困難なラップ類は、再商品化の品質や作業効率の低下につながるので、排出しない。

プラスチック容器包装:分別排出での留意点

参考図表 禁忌ルールを示したパンフレット例(香川県高松市)

プラスチック容器包装では出せません	正しい出し方	プラスチック容器包装では出せません	正しい出し方
 注射器	収集できません かかりつけの病院・医療機関専門収集業者へ依頼してください	 中身が残るか、汚れているもの	正しくは破砕ごみです
 内溶液を抜き取って	正しくは可燃ごみです	 危険のないように新聞紙等	正しくは破砕ごみです

参考図表 付着物除去のルールを示したパンフレット例(長野県塩尻市)



(3) 二重袋の禁止

◇袋収集を行っている市町村の場合、収集袋の中にさらに小袋を入れる、いわゆる二重袋で排出されると、選別工程で、中の小袋が破れないことが多く、再商品化製品の品質が低下するので、二重袋では排出しない



プラスチック容器包装:分別排出での留意点

市町村の分別収集 = 居住地による分別ルールの違い

以前に住んでいた町では細かな分別をしたが、現在住んでいる町では分別収集をしていない。全ての市町村が容器包装廃棄物等の分別収集が実施されるわけではないのか？

容器法では、すべての市町村で分別収集が実施されているわけではありません。

- 一般廃棄物の分別収集は市町村の固有事務であり、地方自治の本旨に照らせば、市区町村に義務づけることは適当でない
- 分別収集には手間や費用がかかるため、すべての市区町村に義務化できないなどの理由から不適当と考えられます。しかし、将来、埋立て場の確保、処理場の拡張などが困難になると考えられ、可能な限り、多くの市区町村で分別収集が実施されることが期待されます。

「リチウムイオン電池」の正しい廃棄方法の周知と、事故予防にご協力ください。リチウムイオン電池は、大容量の電力を蓄えることが可能で、繰り返し充電して使用できますが、便利さからスマートフォンやゲーム機器、電子タバコ、掃除機など、多くの製品に内蔵されています。

リチウムイオン電池は、衝撃を加えると発火する性質があり、内蔵した製品を捨てる時、正しい方法で廃棄しないと大きな事故につながる可能性があり、発火事故の例があります。

このページでは、「リチウムイオン電池」が原因とみられる発火事故等の現状と、事故防止への取り組み事例や、自由にご利用いただける啓発ツールを紹介しています。正しい廃棄方法の周知と事故防止への取り組みにご協力をお願いします。



ご清聴ありがとうございました